

君津市清和地域活性化センター ワークスペース使用者募集要項

令和6年2月

君津市

1 君津市清和地域活性化センターのワークスペースについて

清和地域の関係人口の創出及び拡大並びに地域活性化に資するため、君津市清和地域活性化センターに設置している有料の貸し部屋です。

2 施設の概要

(1) 建物

清和地域拠点複合施設（以下、拠点複合施設という。）の中に、君津市清和地域活性化センターはあります。

拠点複合施設は、君津市清和地域活性化センターのほかに、清和地域市民センター、清和公民館、清和こども園が設置されており、概要は以下のとおりです。

項目	内容	備考
所在地	君津市西栗倉36番地	
建築年月	昭和62年3月	新耐震基準建物
構造・階層	鉄筋コンクリート造・3階建	当スペースは3階に所在。エレベーターあり。
延床面積	1,964.53㎡	
避難所の指定	指定避難所	

(2) ワークスペース

- ア 使用時間 午前9時から午後10時まで（日曜日は午後5時まで）
※時間外の使用については協議に応じます。
- イ 休館日 祝日及び年末年始（12月28日から翌年の1月4日まで）
※休館日の使用については協議に応じます。
- ウ 概要 拠点複合施設3階にあります。部屋の面積は、約33.75㎡(7.5m×4.5m)です。

(3) 設備等の状況

ア 電気

電気は施設全体で契約しているため、個別契約の必要はありません。
電気代は、月額使用料金に含まれています。

イ ガス

ガスは使用できません。

ウ 水道

水道は給湯コーナー等の共有スペースでのみ使用でき、各室には設置してありません。トイレは共有です。

エ 空調

各室には空調設備を備えております。

オ 什器類等（各室）

以下の備品を設置しております。

内容	個数	備考
平机	4台	W1200*D700*H720
事務用椅子	4脚	
キャビネット	4台	
ミーティング用机	1台	W1800*D900*H700
パイプ椅子	4台	

カ 固定電話・インターネット

固定電話・インターネットの使用に当たっては、使用者が通信事業者と個別に契約を行ってください。なお、ケーブルの引き込みが可能な配管を設置してあります。

キ メールボックス

1階の出入口付近に集合ポストを設置します。

3 使用形態

(1) 使用期間

使用期間は、2年以内とします。

使用期間経過後、引き続き使用を希望する場合、再度、市が指定する公募手続に従って応募をする必要があります。

(2) 使用用途

当スペースは事務所用途として設計されておりますが、別用途での使用についても協議に応じ、使用が可能と認める場合は応募を認めます。

(3) 原状回復義務

当スペースから退去をする場合は、使用許可の終了する日までに使用者の負担により、施設を原状に回復した上で、市に返還するものとします。ただし、現状での返還について、市長の承認を得た場合はこの限りではありません。なお、この場合において、使用者が設置した設備等は無償で市に譲渡するものとします。

4 使用料

(1) 月額使用料

使用料は、市の発行する納付書により、市の指定する期日までに納入することとします。また、使用期間に1月未満の端数があるときは、これを1月として算定するものとします。

室名	月額使用料
ワークスペース	52,500円

※使用料には共益費及び光熱水費を含みます。

(2) その他の費用

- ア ワークスペースの共益費及び光熱水費以外の電話・インターネット等の通信料その他の費用は全て使用者の負担とします。
- イ 使用者の責に帰すべき事由によって修繕等が必要になった場合、修繕に係る費用は当該使用者の負担とします。

5 使用者の募集及び選考

(1) 応募資格要件

次に掲げる資格を満たす法人その他の団体及び事業を営む個人（以下団体等とよぶ。）。

- ア 団体等及びその代表者が君津市の市税を滞納していないこと。
- イ 君津市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の処分を受けていないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続を行っていないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体等でないこと。また、役員に同法第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。

(2) 除外する事業

次のいずれかに該当する事業に使用することはできません。

- ア 使用により公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる事業
- イ 使用により地域活性化センターの施設等を損傷するおそれがあると認められる事業
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となる事業。
- エ 上記のほか、拠点施設の管理上支障があると認められる事業。

(3) 提出書類

下記の書類をA4判で作成し提出してください。A3判の用紙を使う必要がある場合は、A4サイズに折りたたんでください。

ア 法人の場合

- ①君津市清和地域活性化センター使用許可申請書（様式第2号）
- ②誓約書（様式第3号）
- ③収支見込書
- ④君津市の市民税の納税証明書（又は非課税証明書）

- ⑤定款又は寄附行為等
- ⑥登記事項証明書
- ⑦直近の貸借対照表及び損益計算書等決算関係書類

イ 法人を除く団体の場合

- ①君津市清和地域活性化センター使用許可申請書（様式第2号）
- ②誓約書（様式第3号）
- ③収支見込書
- ④君津市の市民税の納税証明書（又は非課税証明書）
- ⑤規約等
- ⑥代表者の履歴書
- ⑦代表者の住民票の写し
- ⑧直近の事業報告書及び決算関係書類

ウ 事業を営む個人の場合

- ①君津市清和地域活性化センター使用許可申請書（様式第2号）
- ②誓約書（様式第3号）
- ③収支見込書
- ④君津市の市民税の納税証明書（又は非課税証明書）
- ⑤履歴書
- ⑥住民票の写し
- ⑦直近の事業報告書及び決算関係書類

※複数の団体等で1室を共同で使用することを希望する場合は、①について連名とした上で、②以降の書類は全ての団体等の分をご提出ください。

※1つの団体等につき1部屋しか応募することはできません。また、使用する部屋の場所は選べません。

(4) 提出部数

- ・ 正本 1部（原本）

(5) 提出期間及び提出先

ア 提出方法 持参又は郵送

イ 提出先 「7 書類提出先及び問合せ先」のとおり

ウ 提出にかかる注意点

- ①持参の場合の受付時間は、土日祝日及び年末年始を除く午前9時から午後5時までとします。
- ②郵送の場合は、提出期間内の必着とします。

(6) 使用者選考

ア 書類審査

①審査内容

提出書類により参加資格の確認を行い、要件を満たしている者を審査通過とします。

②疑義照会

提出書類の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日必要に応じて疑義事項の照会を行う場合があります。

③結果通知

参加申込者に対し、個別に通知します。

(7) その他

ア 提出された書類は返却しません。

イ 書類の作成、提出にかかる費用は応募者の負担とします。

ウ 提出書類は必要に応じて複写することがあります。

6 遵守事項

君津市清和地域拠点複合施設の設置及び管理に関する条例及び君津市清和地域拠点複合施設の設置及び管理に関する条例施行規則に定める事項

7 書類提出先及び問合せ先

君津市役所 市民生活部清和地域市民センター

〒292-1168 千葉県君津市西栗倉36番地

電話：0439-29-7537 / FAX：0439-29-7538

メールアドレス：seiwa-g@city.kimitsu.lg.jp